

9月17日、県教育委員会和嶋教育長との懇談をもちました。内容は、「一年単位の変形労働時間制導入」についてです。(詳しくは2面)

文科省は七月十七日に、「省令・指針及び条例・人事委員会規則モデル」を告示し、来年度四月からスケジュール通りに導入することを狙っています。しかし、コロナ禍の学校現場からは、「消毒作業に時間がとられる」「遅れた授業分を取り戻すために時数が増えた」「オンラインの準備で土曜出勤も増えた」「休憩時間が全く取れない」など、教職員の働き方はますます厳しい状況になっています。この制度を導入するには、そもそも、「勤務時間外在校時間が月45時間、年360時間に収まっている」「部活動のガイドラインが守られている」必要があります。また導入された後も決められた前提条件や措置があります。もし守られなかった場合は、元の勤務時間に戻すこととなります。前提条件や措置とは、

- ・長期休業中に休日のまとめ取りをすること
- ・育児や介護を行うものに配慮すること
- ・対象期間中の時間外の上限は、月42時間、年320時間の範囲内
- ・在校等時間の客観的な把握を行うこと
- ・部活動の休養日・活動時間がガイドラインの範囲内であること
- ・勤務時間が得長される日に新たな業務を付加しない
- ・職員会議や研修などの業務は通常の勤務時間内に行うです。

# 県教育長との懇談



発行所  
青森県教職員組合  
青森市橋本一丁目2-25  
TEL 734-7279  
FAX 777-1440

2020.11.19  
第1915号

## STOP! 1年単位の変形労働時間制

○8月に「休日まとめ取り」をするために、4・6・10・11月の勤務時間を月10時間ずつ延長

Q1 どうせ遅くまで仕事をしているし、「休日のまとめ取り」ができればいい?

○こんな複雑な制度を導入しなくても休みは取れる  
○学期の間、過密労働が層深刻に

制度導入後の民間の調査でも、勤務時間は増えている。**30日前に「勤務日と勤務日ごとの勤務時間」を指定しなければならず、変更は認められない。**天候による行事の日程変更や突発的な子どもへの指導や保護者連絡が生じる学校には非現実的だ。1か月前に一人ひとりの勤務管理をする**管理職にも大変な負担が!**

Q2 勤務時間は具体的にどう変わる?

勤務時間	休憩時間	学校滞在時間	終業時刻 (8:00始業)	延長日数
45分延長	60分	9時間30分	17:30	週3.4日
75分延長	60分	10時間	18:00	週2日

今でも取れていない休憩時間がさらに15分増え、その分も勤務延長するのと同じ。業務量も先生の数も何も変わらないままこの制度を入れることは、残業時間を少なく見せるための目くらましでしかない。長時間労働は何も変わらない。私たちの願いは業務削減と定数増で、もっと豊かな教育がしたいということ。教材研究でもっとわかりやすい授業をしたいということ。もっと子どもたちや保護者に寄り添いたいということ。見かけの残業を減らすことではない。夏休みが5日増えても、教員の働き方が改善されないし、まして心や体の健康は守られない。

Q4 前提条件の「確認」や制度適用の判断は学校全体?一人ひとり?

○個々の事情を踏まえて、個人ごとに判断する。

在校等時間の上限(月45h、年間360h)が守られている教職員が1人でもいれば、その学校に制度が導入され、その教職員に適用されることになる。1度導入されてしま

うと、今でも深刻な「時短ハラスメント」や「虚偽の勤務時間把握」が一層ひどくなるだけでなく、教職員がばらばらにされてしまう。事務職員、栄養職員は対象外です。

2020年度  
コロナ禍 総合共済加入者倍増  
みかんキャンペーン  
職場で総合共済に3人以上加入すると  
みかんひと箱プレゼント  
★キャンペーン期間 2020年12月15日まで

Q どうすればもらえるんですか?  
条件…職場内で総合共済に3人以上加入…これだけです!

例:すでに、4人が何らかの共済に加入済み、新たに3人加入すると  
職場にみかん7箱が届きます!!

さあ!皆さんで申し込みをしよう  
お問い合わせ先  
〒030-0823 青森市橋本一丁目2-25 5F  
青森県教職員共済会  
TEL 017-732-1375  
FAX 017-732-1376

月々600円の掛け金で、給付がいろいろ受けられて、なんと掛け金は退職時に全額戻ります!  
まずはQRコードで内容確認を。

どなたでも参加できます。午前中のFPのお話だけでも構いません。これからは、「お金」のことをしっかり知っていることが重要です!

教育厚生会からのお知らせ  
奨学生募集  
入学者へは3月中旬に送金します!

- 出願資格  
本会会員又は県内に5年以上在住者の子弟で、次のすべてに該当する者  
(1)大学又は大学院に入学又は在学者  
※通信教育課程及び短期大学を除く  
(2)学費の負担が困難と認められる者  
(3)健康上修学に支障がなく学業優秀な者  
・大学入学者は、出願時における卒業高等学校の全履修科目評定が5段階法において平均3.0以上とする  
・大学又は大学院に在学者は、当該年次(出願時点の学年)において必要な所定の単位の取得が見込まれているものとする  
※既に本会の奨学生の場合は出願できません。
- 貸与金額  
100万円(無利子) ※在学期間をとおし1回のみ貸与となります。
- 出願期間  
2020年12月15日~2021年1月31日(当日消印有効)
- 送金時期  
2021年3月中旬から随時

皆様に広くご利用いただけるよう、貸与時の連帯保証人の条件を緩和しております。詳しくは、本会ホームページをご覧ください。  
奨学生募集要項及び選考書類もホームページからダウンロードできます。

出願を  
お待ちしております

青森県教育厚生会 検索

2020.12.5 sat.  
10時~14時30分  
青森市 青森県教育会館

目からウロコかも 学習委員会

FPに聞いてみるよ

青森県教育会館 事務局

TEL 017-732-1375

# 県教育長懇談

## ○青森県で導入できる状態なのか

長・県教育委員会では働き方改革についてプランを出して、学校と一緒に取り組んでいるところ。今は年間360時間、月45時間はまだなかなか全部の市町村で達成されている状況にはない。条例制定には前提条件がすべて守られている必要がある。今後は、今はまだできる状態にはない。まずは働き方改革プランを先行していく方が先だと思っている。

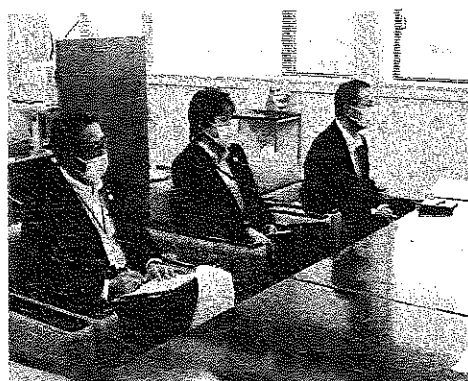
## ○勤務時間の虚偽報告について指導を強めてほしい。

組・月45時間、年360時間が前面に出すまで、土日の出勤をなかったことにしたり、出勤の時間も虚偽の報告がなされたりしている実態がある。文科省の資料にも何度もそれについての記述があるというところは全国的な問題だと思える。

長・45時間は目標とすべき数字ではあるが、それに合わせるために時間を操作し、実態と違う形で報告するのは間違った形だと考える。

県教委で出している「学校における働き方改革プラン」にも「実態をきちんと」と書いてある。目標に近づけるためにしなければならないのは、業務の削減であり効率化である。決して数字合わせであってはいけない。

45時間超える実態があるなら、何を減らすかみんな考えておくべきであって、実態と違う数字を報告するということはその努力を失くなくなってしまうことであり、それは趣旨と違う。



県教育委員会 (右 和嶋教育長)

組・45時間が一人歩きし、管理職が守らせることを優先すると、持ち帰りの仕事が増えたり虚偽報告が増えたりする。まずは正確な時間管理を呈するよう働きかけてほしい。

注・万が一校長等が虚偽の記録を残させようなどがあった場合は、求められている責任を果たしているとは言えない上、状況によっては信用失墜行為として懲戒処分等の対象となりえるものと考え、文科省「改正給特法第7条「指針」に係るQ&A」

## ○勤務管理簿は公文書

組・文科省のQ&Aによると、「勤務時間の記録」は行政文書であり公文書として管理されるべきものと思うが、県では保管期間について決めているのか。長・ぱつとは出てこない。県立学校に示しているか詳細をつかんでいない。

# あみもり教育のこころ

### 「学びのまに一日に寄りまいた」



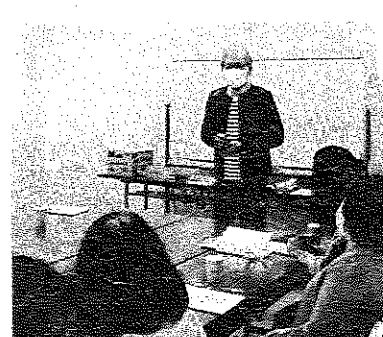
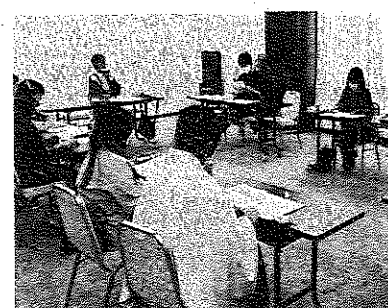
西郷氏

校則をなくした公立中学校の校長 西郷孝彦氏の講演を聞いた。一人ひとりをよく見て、その子が何に困っているのかを観察し、その困りごとを取り除いていくうちに、校則はなくなった。「学校にやりたいことがあれば、子どもたちはやっていく。」「子どもたちのやりたいことを見つけて、それを手助けしてやるのが教師の仕事」と温かいまなざしで子どもを語る西郷氏がとても印象的だった。子どもの非認知能力(自己に関わる心の力・社会性に関わる心の力・やりぬく力・コミュニケーションの力など)を育てることで、学力は自然と身につくと言った。非認知能力を育てるための6つは

・子どもの言うことを否定しない。  
・能力ではなく努力をほめる

・子どもに共感する。  
・ふれあいを積極的に行う。  
・行動を強制しない  
・話をよく聞く  
・だそうだ。「インクルーシブ教育」とは、「すべての子どもが楽しく3年間(6年間)を過ごすこと」の言葉の通り、西郷先生のスライドの中には、はじける笑顔の子どもたちと、「自由とは責任を伴うこと」と経験を通して学んだことを誇らしげに語る子どもたちでいっぱいだった。公立の中学校だっただけでここまでできる、とわくわくする講演だった。

小学校の分科会では、マサック先生の科学手品で盛り上がりがあった。次の日さっそく学級で使えるものばかり。そのあとは作文指導を学んだ。



中学校分科会は、貧困や学習意欲、部活動への参加の変化、性の問題などについて話し合われた。「何のために勉強するのか」「勉強しても将来役に立たない」「勉強しなくても大学行けるらしい」など無気力な中学生が増えてきているという。

コロナ禍から見えてきた学校分科会では、オンラインで学習していた子どもたちの様子が語られた。また、県内の「二」の環境整備の問題や濃厚接触者が出た場合学校としてどうするかについての保健所や県教委の対応について話された。そのほか、高校分科会では「教えない授業」に心で感じる授業のレポートで、特別支援分科会では、「特別支援コーディネーターの取り組み」「高校における通級指導教室の実践」のレポートで、学校事務分科会では「コロナ禍から見えてくる学校の姿」のレポートで活発に話し合われた。

# 40市町村

## 地教委キャラバン

今年も県内40市町村教育委員会と懇談しました。コロナ禍でそれぞれの委員会も学校同様苦勞苦勞されてきました。給食費の無償化も進んできました。県内にもっと広がるように声をあげていきましょう。

給食費無償化五所川原市(今年度10月) 今別町・七戸町・東北町・六ヶ所村・おいらせ町・新郷村・南部町・外ヶ浜町(5割) 蓬田村(3割)  
コロナによる給食費無償(今年度) 平川市・大鰐町・中泊町・階上町・五戸町・田子町・鶴田町・蓬田村(7月まで)

学校閉庁日もこれまで毎年お願いしてきましたが、今年度は4日間(11日・14日)閉庁にして、9日連続で休めた市町村が11市町村に上りました。まだ月日を固定しているところもあります。変形労働時間制導入よりも、できる取り組みをしている市町村に学びたいです。

4日間閉庁つがる市・鯉ヶ沢町・深浦町・黒石市・平川市・西目屋村・田舎館村・野辺地町・むつ市・東通村・佐井村  
一人一台のタブレット配布はすべての市町村で年度内に完了予定というところでした。家庭での環境が100%整っているわけではないので、先生方の意見も聞きながらじっくり取り組んでいくという考えの委員会が多かったです。

おいらせ町では、委員会でも通知票の所見欄をなくす方向を打ち出したという画期的な話も聞きました。先生方の多忙を考え、委員会として方向性を打ち出してもらえないのはありがたいことだと思えます。西郷先生の学校は、「宿題がない」「定期テストがない」「校則がない」「登校時間に決まりがない」でも学力は伸びたという話も、実際にそうなのだからやってみる価値はあると思います。



県教組役員